

第 3 3 回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和 3 年 2 月 2 5 日 1 3 時 3 0 分
- 開催場所 阿南市役所 6 0 2 会議室
- 出席委員 吉岡部長・植田副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・
中村委員・久米博委員・森委員・阪井委員・竹内委員・厚田委員・
久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・井出委員
- 欠席委員 亀井委員
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項により会議
の有効性を報告
- 事務局 議案書の訂正を申し上げます。
議案書の 1 ページをお開きください。第 1 号議案No. 5、備考が「売買」と
なっておりますが、正しくは「贈与」です。
- 吉岡部長 (部長挨拶)
それでは第 3 3 回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は大野地区の服部委員と加茂谷地区の佐竹委員にお願
いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 3 号議案 農地法の規定による許可申請の取下 (取消) について (5 条)
第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
ただし、農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、第 1 号議案 農地法
第 3 条の規定による許可申請 1 ページのNo. 3 ~No. 4 については、〇〇〇〇
〇の案件、第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画 (利用権設定) 9 ページの No. 7 については、〇〇〇〇〇〇の案件であるた
め別途審議とし、この案件以外を一括上程いたします。
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので
ご報告をお願いします。椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は 2 月 1 9 日に福井公民館にお

いて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、福井地区お願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は2月19日に福井公民館において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区今回議案はございません。

吉岡部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は2月24日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、桑野地区お願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は2月22日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

吉岡部長 次に、見能林地区お願いします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は2月19日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

吉岡部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は2月19日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

吉岡部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は2月19日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は2月19日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、継続審議としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、中野島地区お願ひします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は2月19日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

吉岡部長 次に、大野地区お願いします。

服部委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は2月22日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第1号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

吉岡部長 次に、加茂谷地区お願いします。

佐竹委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は2月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

吉岡部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は2月19日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第1号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田副部長 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は2月22日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、継続審議としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

吉岡部長 それでは、それぞれの地区からご報告いただきましたが、別途審議を行いますので、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

吉岡部長 それでは、意見もないようなので、いったん議事進行を植田副部長にお願いします。

植田副部長 それでは、この案件について採決したいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇には、採決の間、退室をお願いします。

(〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇 退室)

植田副部長 議事を再開します。

それでは、議案書の第1号議案1ページのNo.3～No.4、第5号議案9ページのNo.7について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

植田副部長 それでは、議案書の第1号議案1ページのNo.3～No.4、第5号議案9ページのNo.7について、承認といたします。

退室した〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇に入室してもらってください。

(〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇 入室)

植田副部長 それでは、議事進行を吉岡部長にお戻しいたします。

吉岡部長 議事を再開いたします。それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

幸田委員 議案書の第5号議案13ページのNo.29で中間管理機構を通して利用権設定しているが、期間が9年になっているので、経営転換協力金が貰えないと思うが、どうなっているのか。

事務局 この所有者は、以前に経営転換協力金を貰っており、今回の申請地は自作地として残していたものです。期間が9年となっているのは、先に貸付した期間と終了を合わせるためのものです。

吉岡部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長 報告します。第33回農地部定例会議案、第2号議案No.1、第4号議案No.10については継続審議とし、その他の議案については、全て承認です。

吉岡部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

吉岡部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

萩野委員 経営転換協力金について、令和4・5年度については地域集積協力金と一体的に取り組む場合でないと出なくなります。地域集積協力金を貰うには令和3年度までになりますので、周知をお願いします。

吉岡部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 特にありません。

吉岡部長 以上をもちまして、第33回農地部定例会を閉会いたします。次回は、3月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会